

# 令和4年度 第2回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時：令和4年11月14日（月）

午後2時開始

会場：岡崎市役所西庁舎7階701号室

## 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

保育所の設置認可について

4 その他

5 閉 会

4岡福審第15号  
令和4年10月4日

岡崎市社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会 様

岡崎市社会福祉審議会  
委員長 太田 俊昭

保育所の設置認可について（依頼）

別添のとおり保育所の設置認可について市長から諮問がありましたので、貴分科会で審議し、結果を報告してください。

(担当：こども部こども育成課 施策係 電話 23-6798)

4保第1268号  
令和4年10月4日

岡崎市社会福祉審議会委員長 様

岡崎市長 中 根 康 浩

保育所の設置認可について（諮問）

下記の保育所の設置認可について、児童福祉法第35条第6項の規定により貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 施設名  
むつみ北保育園
- 2 所在地  
岡崎市土井町字柳ヶ坪8
- 3 事業開始予定年月日  
令和5年4月1日
- 4 設置主体  
社会福祉法人むつみ会
- 5 備考  
岡崎市六ツ美北保育園の民間移管によるもの

（担当：こども部保育課 総務施設係 電話 23-6968 FAX23-6540）



## 保育所の設置認可について

R4.11.14  
社会福祉審議会 児童福祉専門分科会  
(保育所の設置認可について)

岡崎市では、令和3年1月に「岡崎市における公立保育所等の民営化についての基本的な考え方」をまとめ、それに基づき、本市で初めてのケースとして、岡崎市六ツ美北保育園の民間移管に取り組んでいます。

令和3年度に民間移管を受託する社会福祉法人を公募により選定し、令和5年4月から私立保育所としてスタートできるよう、現在、準備を進めているところです。

この度、当該保育所の開所にあたり、移管先となる法人から設置認可の申請がありましたので、児童福祉法第35条第6項の規定により、認可について審議会の意見を聴取いたします。

### 保育所等の民間移管

岡崎市が運営している公立保育所等の設置者、運営者を民間法人に移すこと。

現在の法制度下では、私立保育所等に国や県から手厚い財政支援が実施されていることから、移管することで生まれる財源を活用し、老朽化した園舎の建替えや多様化する保育ニーズへの対応など、保育環境の向上や保育サービスの拡充を図ることを目的としている。



岡崎市六ツ美北保育園の概要

認可定員	180人	所在地	岡崎市土井町(六ツ美北部学区)
敷地面積	3,501.78 m <sup>2</sup>	整備年月日	平成22年9月1日

### 1 設置認可申請法人等の概要について

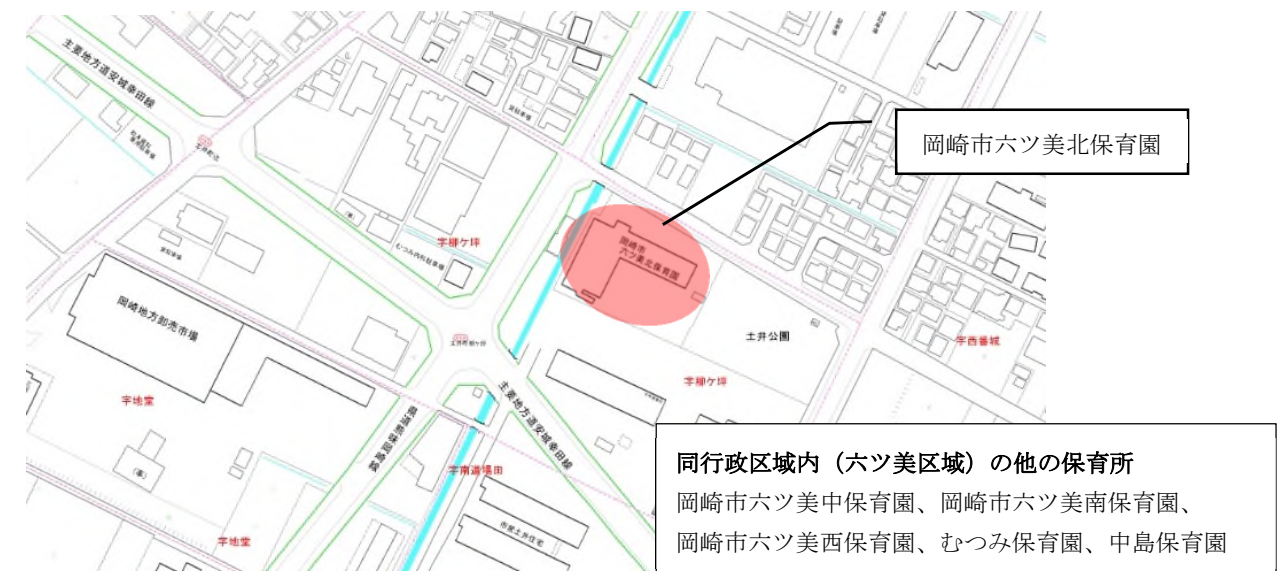
法人名	社会福祉法人 むつみ会
所在地	岡崎市法性寺町字色子16番地
設立年月日	昭和51年3月26日
法人が経営する事業	むつみ保育園 岡崎市法性寺町字色子16番地 昭和51年4月1日認可 定員220人
役員	役員名簿のとおり

### 2 設置認可申請保育所について

名称	むつみ北保育園
所在地	岡崎市土井町字柳ヶ坪8
土地	3,501.78 m <sup>2</sup> (岡崎市から無償貸与予定)
建物	構造 鉄筋コンクリート造 2階建 (耐火建築物) 建築面積 1,099.76 m <sup>2</sup> 延床面積 1,244.06 m <sup>2</sup> ※ 倉庫・便所含む。岡崎市から譲与予定。
認可定員	180人 【内訳】 0歳 3人、1歳 19人、2歳 28人 3歳 39人、4歳 40人、5歳 51人
開所時間	午前7:00 ~ 午後7:00 (延長保育含む)
従事者数	園長 1人 主任保育士 1人 保育士 26人 (常勤18人・非常勤8人) 調理員 4人 (常勤1人・非常勤3人) 看護師 1人 (非常勤) その他職員 11人 (非常勤) 嘱託医 2人 (非常勤) ※ 事業開始時においては、上記のうち主任保育士・保育士 (常勤) 12人について、市からの派遣職員を充てる予定。
事業開始予定日	令和5年4月1日

なお、岡崎市六ツ美北保育園の認可定員は180名であり、令和4年10月1日時点で165名の園児が在園していることから、民間移管後も現在と同じ認可定員としている。

### <周辺図>



### 3 認可基準審査について

#### (1) 設備に関する事項

基 準		むつみ北保育園の申請内容	
必要な設備	必要面積・要件等	設置する設備	根拠
乳児室・ほふく室	乳児室：乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上【岡崎市基準】	0～1歳児 22人 81.27㎡÷22人≒3.69㎡	平面図
	ほふく室：乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上		
保育室・遊戯室	2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上	2～5歳児 158人 保育室 351.13㎡÷158人≒2.22㎡（別途、遊戯室 101.65㎡）	〃
※上記を2階に設ける場合	耐火建築物又は準耐火建築物であること	該当	建築確認済証
	常用の屋内階段又は屋外階段の設置	屋内階段、屋外階段ともにあり	平面図
	避難用として次のいずれかの設備 ・ 建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造の屋内階段 （ただし、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ・ 建築基準法施行令第123条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ・ 待避上有効なバルコニー ・ 傾斜路又は準ずる設備（非常用滑り台） ・ 屋外階段	屋外階段、非常用滑り台等あり	平面図 現地確認
	保育室等その他幼児が出入りし、または通行する場所に乳幼児等の転落事故を防止する設備の設置	手摺	現地確認
医務室	設置すること	1階に設置 7.02㎡	平面図
調理室	設置すること	1階に設置 105.81㎡	〃
便所	設置すること	1階：幼児便所2箇所、乳児便所1箇所あり 2階：遊戯室横に1箇所あり ※ その他、屋外等にも便所あり。	〃
屋外遊戯場	満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上	2～5歳児 158人 1,056㎡÷158人≒6.68㎡	市確認による

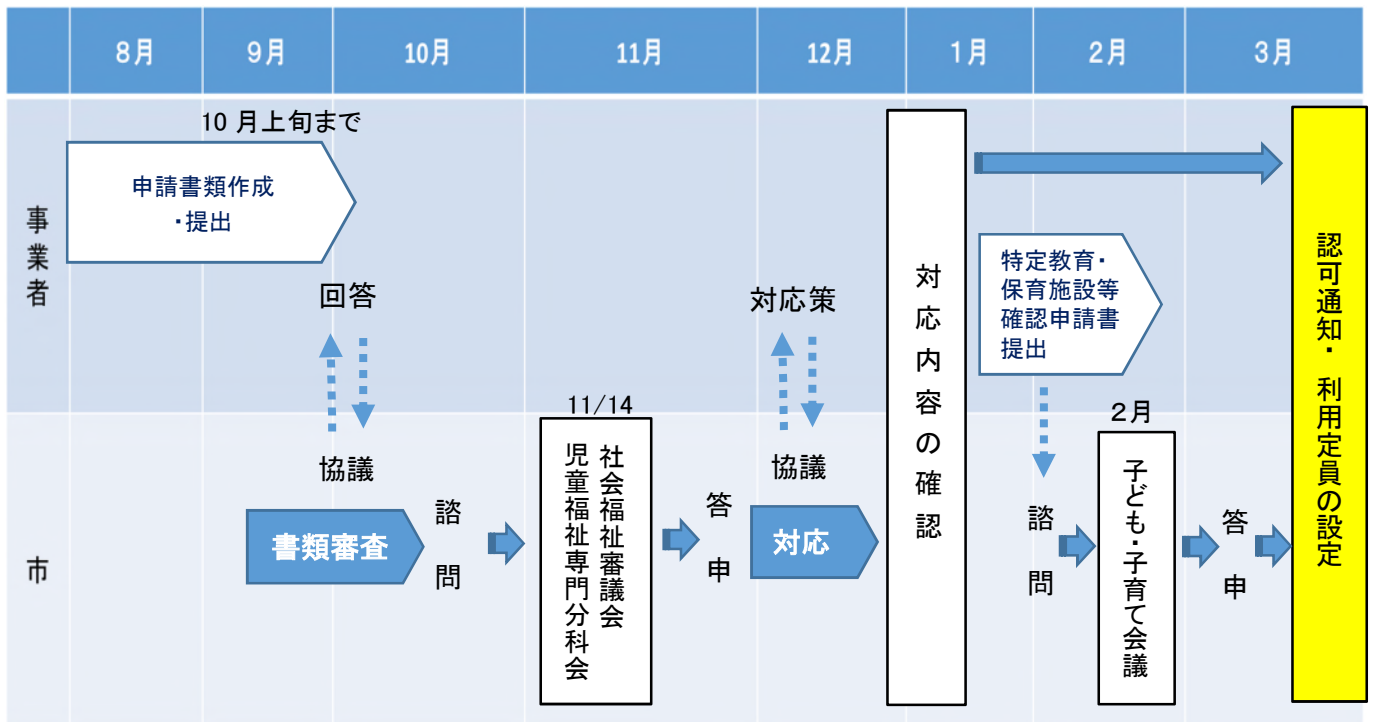
#### (2) 人員に関する事項

基 準		むつみ北保育園の申請内容	
必要な人員	必要人数・要件等	配置する人員等	根拠
保育士	乳児 概ね3人につき1人以上	0歳児 3人÷3 = 1.0人	必要配置数 16人 職員一覧
	満1歳以上満2歳未満 幼児 概ね4人につき1人以上【岡崎市基準】	1歳児 19人÷4 ≒ 4.7人	
	満2歳以上満3歳未満 幼児 概ね5人につき1人以上【岡崎市基準】	2歳児 28人÷5 = 5.6人	
	満3歳以上満4歳未満 幼児 概ね18人につき1人以上【岡崎市基準】	3歳児 39人÷18 ≒ 2.1人	
	満4歳以上の幼児 概ね30人につき1人以上	4・5歳児 91人÷30 ≒ 3.0人	
		⇒ 配置予定数 26人（常勤換算 23.825人）	
嘱託医	配置すること	嘱託医（内科医・歯科医）	〃
調理員	配置すること	常勤1人 非常勤3人	〃

#### (3) 申請者の欠格事項

基 準		むつみ北保育園の申請内容	
要 件		欠格事項該当の有無	根拠
児童福祉法第35条第5項第4号のいずれにも該当するものでないこと （「申請者の欠格事項（児童福祉法第35条第5項第4号）」参照）		いずれにも該当しない	誓約書

#### 4. スケジュール



※ 土地の無償貸付契約、建物等の譲与契約の締結等は上記に合わせて実施。

